

「準要保護者」に対する就学援助制度の拡充を求める意見書

政府の2017年度予算案においては、「要保護者」（生活保護世帯と同程度に困窮している者）に対する就学援助について増額の内容が盛り込まれている。

一方、「準要保護者」（生活保護世帯に準ずる程度に困窮する者）に対する就学援助については、2005年に国からの補助金が廃止され、一般財源化されて以来、各自治体の裁量により制度が運用されてきており、支給額の減少などの影響が出ている自治体も多くなっている。

就学援助制度は、経済的な困難を抱える全ての子どもに対して義務教育を保障するための命綱であるにもかかわらず、「準要保護者」への支援が不十分なものとなっていることは問題であり、「子どもの貧困」が広がる今こそ、制度の充実が求められているところである。

よって、政府においては、「準要保護者」に対する就学援助にかかる補助制度を復活させることにより、就学援助制度の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員